

令和5年度 江井島中学校いじめ防止基本方針

明石市立江井島中学校

1 いじめの理解

いじめとは、心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であり、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ問題の克服に向けた基本的な考え

(1)いじめ問題克服に向けて、学校・家庭・地域が、それぞれの役割を果たし連携し、一体となって、生徒一人一人の人的成長を促すことを基盤に、学校においては教育活動全体を通じて積極的に取り組む。

(2)生徒の学級活動、生徒会活動等での主体的な活動を通じ、いじめ防止の活動等について自分たちで考え実行できるよう、教職員は日常の望ましい生活態度の形成をはじめ、発達段階に応じて自ら解決できるよう支援する。

3 いじめ問題の現状

(1)生徒の実態

- ・一小一中の変化の少ない人間関係の中で友だち関係が構築されている。
- ・少子化により群れて遊ぶ経験が少なく、人間関係を結ぶ力が低下している。
- ・人と違うことを気にしすぎる、あるいは、認められない風潮が見受けられる。また、生徒の集団には独自のルールがあり、そのルールに反する言動をとった場合、非難されたり、意図的に孤立させられたりするなど特有の集団構造上の問題が潜む場合がある。
- ・「親に心配をかけたくない」や「自分はいじめられている」ことを認めたくないという風潮が見受けられる。

(2)いじめの態様

- ・「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多い。
- ・「仲間はずれ、集団で無視される」「軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩いたり、蹴られたりする」「嫌なことや恥ずかしいことをさせられる」が次に多い。
- ・仲間はずれや無視等心理的な攻撃を伴ういじめがあり、加害者と被害者が入れかわったり、いじめが長期間にわたり潜在化する場合がある。
- ・インターネット上のいじめでは、学校や家庭では発見されにくく、発・受信者が広範囲に及ぶ場合がある。

(3)認知のきっかけ

- ・生徒が、「いじめられていることを知られたくない」、「認めたくない」という思いが強く、その結果、長期にわたり我慢し誰にも相談できず、突然「学校に行きたくない」と保護者に訴え、保護者からの連絡で発覚するケースが多くなっている。
- ・学級担任、部活動顧問、養護教諭との教育相談やいじめアンケートで明らかになるケースもある。

(4)発見ならびに対応上の課題

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

<留意事項>

- ・子どもの様子がおかしい時は、担任一人で判断せず、周囲の教職員と相談し、確認すること。
- ・教職員がいじめの定義を認識し、被害を受けている子どもの立場になって考えること。
- ・「じゃれあい」「けんか」「いじめ」の要素がないか調査すること。
- ・報・連・相に努めるとともに、事後のケアの方法を組織として検討すること。
- ・スクールカウンセラーや関係機関と連携すること。

4 いじめ防止等の指導體制・組織的対応等

(1)指導體制

① いじめ防止等対策委員会の設置(※組織的な対応が重要)

- ・ いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務担当、生徒指導担当、当該学年関係職員、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応する。
- ・ 定例委員会を毎月1回開催し、いじめ事案が発覚したときは緊急開催する。

② いじめ防止等対策委員会は機能と役割

- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定や見直し
- ・ いじめの防止対策のための年間計画の作成・実施
- ・ いじめに関する児童生徒、保護者及び地域に対する意識啓発
- ・ いじめの相談・通報窓口としての役割とその周知
- ・ いじめがあるかどうかの判断やいじめが疑われる情報があった時の迅速な対応
- ・ いじめの情報や問題行動等に係る情報の収集と記録
- ・ いじめの対応に関する校内研修等の企画
- ・ いじめ防止等についてP D C Aサイクルによる検証・改善 等

③ 年間計画の策定

- ・ いじめのない学校づくりを進めるうえでの取組を年間計画として定め、定期的に点検・評価を行う。

④ 学校・家庭・地域の連携

- ・ 相互に密接な連携を図り、一体となった教育活動を推進する。
- ・ 学校間においては配慮を要する児童生徒に情報の引継を行い、指導體制・指導内容の共有を図る。

⑤ 学校評価・教職員評価による改善

- ・ 組織的対応の取組を評価

(2)未然防止

① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

② いじめに対する正しい理解

③ 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

④ 気軽に周囲に相談できる環境づくり

⑤ 生徒や学級の様子把握(いじめアンケートや毎日の生活のあゆみの活用)

⑥ 道徳の授業の充実

⑦ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

⑧ 校内研修の充実

(3)早期発見

① 市内一斉アンケート調査の実施

- ・ 一斉アンケート調査は、6月と11月、2月に、各学期1回実施する。

② いじめの実態把握に関するアンケート調査(学校独自)の実施 (年間2回)

③ いじめ早期発見のためのチェックリストの活用

- ・ いじめ早期発見のためのチェックリストを活用し、日常的な観察によるきめ細かい把握を行う。
- ・ 担任が一人で抱え込むのではなく、全教職員で、登下校時や業間、昼休み、清掃時、放課後などの子どもたちの様子を観察し、気になることがあれば声をかけ、子どもたちに寄り添って話を聞くなど働きかけ、状況に応じて記録を残す。

④ 日誌、個人ノート、生活ノート等の活用

- ・ 子どもたちのサインをいち早く収集することにつながる意見箱の設置や、日常的に日誌や連絡帳、個人ノート等の記述や会話などから、子どもたちの内面理解を深め、気になる動向や生活実態の把握に努める。

⑤ 個別面談、教育相談の充実 (面接習慣の実施 年間2回)

- ・ 生徒との個別面談や教育相談などにより、心の悩みなどを把握する。その場合、アンケート調査と連動して行うことが効果的である。
- ・ 担任だけでなく、養護教諭・生徒指導担当・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、専門的・多面的なかかわりを有効に活用できる校内の教育相談体制を構築する。

(4)いじめ発生時の組織的対応

① 個別の対応

* いじめられた生徒への対応

- ・ いじめの解消に向けた決意を伝え、当該生徒を徹底して守る姿勢を示す。
- ・ 生徒を決して孤立させず、安心して相談できる場を継続的に設定する。
- ・ スクールカウンセラー等と連携し、心のケアを行う。
- ・ 家庭や外部の関係機関等と連携を図る。

* いじめられた生徒の保護者への対応

- ・ 家庭訪問し、誠意を持って子どもの状況を正確に伝え、協力をお願いする。
- ・ 保護者の思いを十分に傾聴し、今後の指導の方向性と解消への見通しを伝える。
- ・ スクールカウンセラー等によるサポートを受けることも可能であることを伝える。
- ・ 適時情報の正確な連絡と、指導状況についての経過報告を行う。

* いじめた側の生徒への対応

- ・ 子どもたちが、落ち着いて自らの言動を顧みることのできる場を設定する。
- ・ 自らの言動が、相手の人としての尊厳を傷つけたことに気付かせ、反省を促す。
- ・ 自分のどのような面がいじめという行動につながったのかを知り、再発防止の意識づけにつなげていく。その過程においてはスクールカウンセラー等、専門家のサポートを活用する。
- ・ 家庭や外部の関係機関との連携を図る。

* いじめた側の子どもたちの保護者への対応

- ・ 家庭訪問したり、学校で面談したりするなど、いじめの事実について冷静かつ正確に伝える。

- ・ 保護者へ「いじめに対する正しい認識」を促し、いじめられた子どもとその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すように助言する。
- ・ スクールカウンセラー等によるサポートを受けることも可能であることを伝える。

② 周囲の子どもたち・保護者等への対応

* 学級活動、生徒会において

- ・ 子どもたちに、いじめは重大な人権侵害であり、人として絶対に許されない行為であることを呼びかけ、自分たちのまわりにあるいじめについて考えさせる。
- ・ 学級活動、生徒会活動などの場を通して、いじめ根絶のために、具体的に自分たちが何をすればいいのか、話し合う機会を設ける。

* 周囲の生徒への対応

- ・ いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではなく、自分を含めた所属する集団全ての問題であり、決して他人事ではないことを理解させる。
- ・ 周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする「観衆」は、いじめ行為を積極的に是認・助長する存在となり、いじめ行為と同じであることを理解させる。
- ・ 見て見ぬふりをする「傍観者」は、いじめ行為を暗黙的に支持・加担する存在となり、いじめられている子どもにとっては、支え(味方)にはなり得ないことを理解させ、いじめを止めさせたり、誰かにいじめを知らせたりする勇気を持たせる。
- ・ いじめられている子どもの苦悩する気持ちや立場になり、自分には何ができるかを考えさせ、人権尊重の精神と思いやりのある心を育てるとともに、自らの意志によって行動がとれるように指導する。

* 周囲の生徒の保護者への対応

- ・ 事実に基づく適切な情報の提供を行い、誤解や動揺が広がらないよう、各家庭からの協力をお願いする。
- ・ 関係する子どもたちや保護者のプライバシーを尊重するとともに、各家庭でもいじめ問題の解消に向けて、できることを話し合ってもらおうようお願いする。
- ・ 今後の指導の方向性と解決への見通しを伝え、適切な経過報告を行う。

* P T A ・ 地域との連携・協力

- ・ P T A や地域などにおいて、不正確な情報や誤解が広がらないよう、適切な時期に正確な情報提供を行う。
- ・ 学校の方針や解消の見通しを適切に示し、理解と協力を求める。
- ・ 人権やプライバシーに配慮し、子どもたちを温かく見守ることをお願いする。
- ・ 校外などにおけるいじめや問題行動等については、P T A や地域の方々としっかり連携を行い、気付きや発見があれば、学校へ速やかに連絡が入る体制づくりを行うとともに、実態把握、早期対応に努める。

③ 事後指導

* 関係者・機関等への適切な報告

- ・ 保護者や関係機関等にいじめの解消に至った経緯、及び今後の指導について適切に報告する。

* 長期間の継続観察と指導

- ・ 解消したと見られた後も、子どもたちの観察を継続して行い、適宜指導する。

* 事例の分析、改善策の立案

- ・ 事例として記録に残し、指導方法改善への資料とする。

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ① インターネットの危険性やネット上のトラブルについて、最新の動向を把握
 - ・ 情報モラルに関する教職員の指導力向上
 - ・ 生徒、保護者への啓発(保護者との連携)
- ② いじめを発見した場合、書き込みや画像の削除等の迅速な対応
 - ・ 権侵害や犯罪、法律違反等、事案に応じて警察や法務局人権相談窓口等の専門機関と連携

(6) 校内研修の充実

いじめ対応マニュアルや各校のいじめ防止基本方針等を活用した校内研修を実施し、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。また、各教職員がいじめ対応マニュアルや学校いじめ防止基本方針を活用して、日頃の指導や取組等の点検を行い、いじめの認知や対応能力の向上を図る。また、臨床心理士等、専門家が実施する研修も積極的に活用する。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受けた子どもの状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、子どもや保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。